

# 海外リスクセンサー

## 米国における大麻合法化の動向

### 対象地域

東南アジア・大洋州	
東アジア・南アジア	

米州（含む中・南米）	✓
欧州	

中東・アフリカ	
その他の地域および世界	

### レポート要旨

- 米国は1970年に大麻を違法化し規制の対象としたが、現在まで大麻合法化の流れが緩やかに進んでいる。米マーケティングリサーチ会社「ギャロップ（Gallup）」が2020年11月4日の大統領選挙前に行った調査では、国民の68%が成人向け嗜好用大麻の合法化を支持しているとされる。なお、2014年に嗜好用大麻を合法化したカリフォルニア州では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大で規制措置が取られた際、州政府が大麻販売店をエッセンシャルビジネスに指定したとされ、同州などで大麻は生活必需品とみなされている。
- 外務省は海外へ渡航・在留する邦人に対して、大麻が合法化されている国でも大麻には決して手を出さないよう注意を呼びかけている。進出日系企業においては、日本と米国では大麻事情や法律が全く異なることを十分認識し、駐在員（帯同家族を含む）・出張者等に対して、現地における使用や所持等は厳に慎み、成分入りの製品等を含めて購入しないよう十分注意するよう促すことが肝要である。また、大麻の使用が一般的になっている地域に所在する現地事務所・工場等においては、顧問弁護士に相談の上、就業規則の見直し等を行う必要がある。

### レポート構成

1. 米国における大麻合法化の動向.....	1
(1) 米国における合法化の概況と世界の動向 .....	1
(2) 米連邦政府・議会の動向.....	2
(3) 大麻合法化後の影響.....	2
(4) 大麻の特性.....	3
(5) 各州別大麻の合法化・非犯罪化状況 .....	3
2. 企業および駐在員・出張者等が注意すべき事項 .....	6
(1) 日本における大麻に関する規制状況 .....	6
(2) 企業として注意すべき事項 .....	7
(3) 駐在員・出張者が注意すべき事項.....	7

## 1. 米国における大麻合法化の動向

米国では1970年に大麻が違法化、規制の対象とされたが、各州政府において、大麻所持・使用等を非犯罪化、または合法化する動きが緩やかに進展している。以下、米国における大麻合法化の動向を解説する。

なお、用語に関し、「大麻」とは植物である大麻草に由来するすべての製品、「マリファナ」とはテトラヒドロカンナビノール（Tetrahydrocannabinol：THC）を含有する大麻草の一部または製品<sup>1</sup>とされることから、本稿では「大麻」を使用する。また、「大麻」の使用用途として、①食用や繊維等に使用される「産業用大麻」（ヘンプ（Hemp）と呼ばれ、THC成分が0.3%以下の品種）<sup>2</sup>、②医療目的に使用される「医療用大麻」、③個人の嗜好品に使用される「嗜好用大麻」があり、これらの用語を使用する。

### (1) 米国における合法化の概況と世界の動向

米国は1970年に大麻を違法化し規制の対象としたが、1973年にオレゴン（Oregon）州で少量の大麻所持・使用等が非犯罪化されたことを皮切りに、1996年にカリフォルニア（California）州で医療用大麻の使用等が、2012年にコロラド（Colorado）州で嗜好用大麻の使用等が、それぞれ合法化された。現在も、連邦政府と州政府、合法化支持派と反対派の議論は続いているものの、大麻合法化の流れは緩やかに進んでいる。米マーケティングリサーチ会社「ギャロップ（Gallup）」が2020年11月4日の大統領選挙前に行った調査<sup>3</sup>では、国民の68%が成人向け嗜好用大麻の合法化を支持しているとされる。なお、2014年に嗜好用大麻を合法化したカリフォルニア州では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大で規制措置が取られた際、州政府が大麻販売店をエッセンシャルビジネスに指定したとされ、同州などで大麻は生活必需品とみなされている。<sup>4</sup>

米国以外では、ウルグアイが2013年12月10日、カナダが2018年10月17日に国として大麻を合法化しており、このほか、世界的にも少量の大麻所持・使用等の非犯罪化や医療使用の合法化を実施する国が増加しており、規制が緩和される傾向にある。また、国連においても、世界保健機関（WHO）の勧告を受けた麻薬委員会（CND）が2020年12月2日に、大麻と大麻樹脂を1961年に制定された薬物を規制する国際条約「麻薬単一条約」の4分類中の最も危険な附表Ⅳの位置付けから削除し、附表Ⅰの規制対象薬物に留めることを承認した。依然として、ヘロインやコカインなどと同等の依存性が強く、乱用の危険がある薬物の位置付けではある一方、医療分野での活用の拡大が期待されている。

<sup>1</sup> 厚生労働省 海外情報「大麻（マリファナ）とカンナビノイド」：

<https://www.ejim.ncgg.go.jp/pro/overseas/c03/24.html>

<sup>2</sup> 日本臨床カンナビノイド学会「用語集」：<http://cannabis.kenkyuukai.jp/special/?id=19146>

<sup>3</sup> Gallup2020年11月9日付「Support for Legal Marijuana Inches Up to New High of 68%」：

<https://news.gallup.com/poll/323582/support-legal-marijuana-inches-new-high.aspx>

<sup>4</sup> MJBizDaily2020年3月21日付「Amid coronavirus pandemic, California gov classifies cannabis industry as 'essential' during state's effective lockdown」：<https://mjbizdaily.com/california-gov-classifies-cannabis-industry-as-essential-during-lockdown/>

## (2) 米連邦政府・議会の動向

世界的に規制緩和が進む中でも先行している米国では、薬物の乱用等を規制する連邦法の規制物資法（Controlled Substances Act：CSA）で大麻を禁止薬物に指定しており、違反した場合は罰則が適用される。州の専管事項を除いて、連邦法に反する州法は基本的に無効となるが、CSAの規定が大麻に関する全ての分野を専有するかについて、連邦裁判所は判断を明確にしておらず、一方、合法化した州裁判所は連邦政府の専管事項ではないとしており、矛盾した状態が続いている。<sup>5</sup>

このような中、オバマ（Barack Obama）元大統領は2009年10月、医療用大麻が合法化された州においてはCSAを厳格には適用しないとした覚書を発表し、連邦政府による取締りを緩和した。しかし、オバマ政権の施策をことごとく覆すトランプ（Donald Trump）前大統領は2018年1月、同覚書を取り消したものの、2018年12月には農産物を拡充するため農業法を改正し、その中で産業用大麻（ヘンプ）の大規模栽培を認めた。これにより、ヘンプはCSAの指定から解除<sup>6</sup>されることになった。一方で、連邦議会下院は2020年12月4日、大麻規制の権限を州政府に移譲する法案を可決し上院に送付したが、上院では審議すら行われておらず成立していない。しかし、下院は2022年4月1日、大麻をCSAの対象から除外し、製造・流通・所持等の個人に対する刑事罰を抹消するなどを定めた法案「大麻機会再投資および抹除法（MORE）<sup>7</sup>」を可決し上院に送付するなど、連邦議会での合法化に向けた動きも見え始めた。

## (3) 大麻合法化後の影響

民間のシンクタンクCATOが、コロラド・オレゴン・カリフォルニア州など大麻を合法化した11州を中心に、アルコールや薬物の使用状況、健康と自殺の関係、犯罪、交通安全などの項目について実施した調査<sup>8</sup>によると、合法化の前後で目立った大きな変化は見いだせなかった。唯一の大きな変化は、大麻関連産業や消費の拡大により税収が増加した点だった。

このように、大麻合法化には経済面へのプラス効果が期待されることから、民間企業等から連邦政府への合法化の働きかけもみられるようになっている。

一方、認可された販売店での購入にあたっては、クレジットカードなどは使えず、現金払いとなっているため、強盗被害が頻発しているとされ、治安上の問題が生じている。また、

<sup>5</sup> 国立国会図書館調査及び立法考査局 2015年2月「外国の立法【アメリカ】マリファナ規制に関する動向」：  
<https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/docNE89C7AD42A7835f2cdd396cbce1a7ac75ea9ac968b7a322f9f8d29d9f457a0f509255ae98ae1>

<sup>6</sup> 食品医薬品局ホームページ「Hemp Production and the 2018 Farm Bill」：

<https://www.fda.gov/news-events/congressional-testimony/hemp-production-and-2018-farm-bill-07252019>

<sup>7</sup> 米議会ホームページ「Marijuana Opportunity Reinvestment and Expungement Act or the MORE Act」：

<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/3617?q=%7B%22search%22%3A%5B%22marijuana%22%2C%22marijuana%22%5D%7D&s=4&r=9>

<sup>8</sup> CATO 2021年2月2日付「The Effect of State Marijuana Legalizations: 2021 Update」：

<https://www.cato.org/policy-analysis/effect-state-marijuana-legalizations-2021-update#introduction>

州を超えた取引はできないことから、事業者らは資金のやり繰りに苦心している。このような状況を受け、米国銀行協会（American Bankers Association : ABA）は2022年4月28日、国の認可を受けた大麻産業が安全で規制された金融サービスにアクセスできないことは、多くのコミュニティとサービスを提供する銀行にとって差し迫った懸念であるとして、連邦議会に対して銀行法「Secure and Fair Enforcement Banking Act : SAFE Banking」の改正を求める書簡を提出した<sup>9</sup>。

#### (4)大麻の特性

大麻には、「カンナビノイド（Cannabinoid）」という100種類以上の化学物質が含まれており、主要成分は、THC及び「カンナビジオール（Cannabidiol : CBD）」である。特にTHCには中枢神経に作用して精神機能に何らかの影響を及ぼす向精神作用を引き起こすとされる。一方、世界保健機関（WHO）などは、CBDには向精神作用や乱用の可能性は確認されていないとしている。

米中毒センター（Addiction Center）<sup>10</sup>によると、一般的な大麻の効果は、幸せな気持ち（Feelings of happiness）、軽度の幻覚（Mild hallucinations）、食欲増進（Increased appetite）、不安の軽減（Reduced anxiety）としている。しかし、日本の厚生労働省によると、大麻は人体へ悪影響を及ぼし依存性を高めるとされ、覚せい剤などの強い違法薬物に手を出すきっかけとなるとして注意を呼びかけている。また、前述CBDにおいても、大麻草の成熟した茎や種子のみから抽出・製造された製品以外は、大麻取締法の違反となる<sup>11</sup>。

#### (5)各州別大麻の合法化・非犯罪化状況

##### <嗜好用大麻の合法化>

東部ロードアイランド（Rhode Island）州で2022年5月25日、嗜好用大麻の使用等が合法化された。21歳以上の成人の個人使用・栽培等のほか、認可された小売店での販売が合法化され、2024年7月1日までに過去の犯罪歴の抹消が行われる。合法化した州は、同州を含めて19州となり、首都ワシントンD.C.（Washington D.C.）、およびグアム（Guam）準州でも合法化されている。

なお、サウスダコタ（South Dakota）州では2020年11月、住民投票で合法化案が賛成多数となったが、同州の最高裁判所は2021年11月に同案を無効とした。しかし、今年11月8日の中間選挙に合わせて修正案に関する住民投票が再び実施されることとなった。このほか、メリーランド（Maryland）州とミズーリ（Missouri）州においても住民投票が予定されている。

<sup>9</sup> ABA 2022年4月28日付「ABA and State Bankers Association Letter to the Senate: Support SAFE Banking in America COMPETES Act」:

<https://www.aba.com/advocacy/policy-analysis/aba-and-sba-letter-to-the-senate-support-safe-banking-in-america-competes-act>

<sup>10</sup> Addiction Center 「Marijuana Addiction And Abuse」: <https://www.addictioncenter.com/drugs/marijuana/>

<sup>11</sup> 厚生労働省地方厚生局麻薬取締部: 「CBD（カンナビジオール）を含有する製品について」:  
<https://www.ncd.mhlw.go.jp/cbd.html>

る。

合法化のプロセスは通常、住民投票を実施して賛成多数を獲得する必要がある。次いで、州議会での審議・可決後、州知事が署名して発効する。さらに、州政府が監督部署の設置や細部の規則、税率等を定め、製造業者や取り扱い店舗の許認可を行い、販売が開始されるため、個人の所持等が可能となるまでには、かなりの手続きと時間を要する。

嗜好用大麻の規定は州によって異なるが、各州とも概ね、製品への課税、生産・販売等は許認可制、21歳以上の成人は規定量までの大麻草や製品等を購入でき、自宅での使用等が合法となる。ただし、州外への持ち出し、公共場所での所持・使用、転売、業者による広告などは違法となる。また、合法化した州内に所在する国立公園や軍基地など連邦政府の所有地での所持・使用も違法である。

合法化した州における対象年齢・使用できる大麻草の量・栽培に関する概要は、図表1の通りである。なお、下記「大麻」は乾燥した大麻草であり、濃縮した製品などは含まれない。また、下記「使用」には、所持を含む。

【図表1：嗜好用大麻の合法化（概要）】（2022年5月25日現在）

州等	合法化の概要
アラスカ (Alaska)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2014年11月</li> <li>対象年齢：21歳以上の成人</li> <li>最大1オンス（約28.4グラム）の大麻の使用、1世帯あたり最大6株の栽培が可能</li> </ul>
アリゾナ (Arizona)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2020年11月</li> <li>対象年齢：21歳以上の成人</li> <li>最大1オンスの大麻の使用、1世帯あたり最大5株の栽培が可能</li> </ul>
カリフォルニア	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2016年11月</li> <li>対象年齢：21歳以上の成人</li> <li>最大1オンスの大麻の使用、1世帯あたり最大5株の栽培が可能</li> </ul>
コロラド	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2012年11月</li> <li>対象年齢：21歳以上の成人</li> <li>最大1オンスの大麻の使用、1世帯あたり最大6株の栽培が可能</li> </ul>
コネチカット (Connecticut)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2021年6月</li> <li>対象年齢：21歳以上の成人</li> <li>最大5オンス（約141.7グラム）の大麻の使用</li> <li>2023年7月まで、自宅での栽培は違法。ただし、医療用大麻の使用が認められた患者は、2021年秋から自宅での栽培が可能</li> </ul>
イリノイ (Illinois)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2019年5月</li> <li>対象年齢21歳以上の同州居住者は、最大30グラム（約1.06オンス）の大麻の使用</li> <li>対象年齢21歳以上で同州の非居住者は、最大15グラム（約0.5オンス）の大麻の使用</li> <li>自宅での栽培は違法</li> </ul>
メイン (Maine)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2016年11月</li> <li>対象年齢：21歳以上の成人</li> </ul>

州等	合法化の概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大 2.5 オンス（約 70 グラム）の使用、1 世帯あたり最大 3 株の栽培が可能</li> </ul>
マサチューセッツ (Massachusetts)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2016 年 11 月</li> <li>対象年齢：21 歳以上の成人</li> <li>最大 1 オンスの大麻の使用、自宅最大 10 オンス（約 248 グラム）の所持</li> <li>1 人あたり最大 6 株、2 人以上の 1 世帯で最大 12 株の栽培が可能</li> </ul>
ミシガン (Michigan)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2018 年 11 月</li> <li>対象年齢：21 歳以上の成人</li> <li>最大 10 オンスの大麻の使用、1 世帯あたり最大 12 株の栽培が可能</li> </ul>
モンタナ (Montana)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2020 年 11 月</li> <li>対象年齢：21 歳以上の成人</li> <li>最大 1 オンスの大麻の使用、最大 4 株の栽培が可能</li> </ul>
ネバダ (Nevada)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2016 年 11 月</li> <li>対象年齢：21 歳以上の成人</li> <li>最大 1 オンスの大麻の使用、カジノやホテルの部屋での使用は違法</li> </ul>
ニューメキシコ (New Mexico)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2021 年 4 月</li> <li>対象年齢：21 歳以上の成人</li> <li>最大 2 オンス（約 56.7 グラム）の大麻の使用、最大 6 株の栽培が可能</li> </ul>
ニュージャージー (New Jersey)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2020 年 11 月</li> <li>対象年齢：21 歳以上の成人</li> <li>最大 6 オンス（約 170 グラム）の大麻の使用</li> <li>栽培には許可が必要</li> </ul>
ニューヨーク (New York)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2021 年 3 月</li> <li>対象年齢：21 歳以上の成人</li> <li>最大 3 オンス（約 85 グラム）の大麻の使用、1 世帯あたり最大 6 株の栽培が可能</li> </ul>
オレゴン	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2014 年 11 月</li> <li>対象年齢：21 歳以上の成人</li> <li>自宅外で最大 1 オンスの大麻の使用、自宅内で最大 8 オンス（約 226.8 グラム）の大麻の使用、1 世帯あたり最大 4 株の栽培が可能</li> </ul>
ロードアイランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2022 年 5 月 25 日</li> <li>対象年齢：21 歳以上の成人</li> <li>公共の場所で最大 1 オンス、最大 6 株の栽培が可能</li> </ul>
バーモント (Vermont)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2018 年 1 月</li> <li>対象年齢：21 歳以上の成人</li> <li>最大 1 オンスの大麻の使用、1 世帯あたり最大 6 株の栽培が可能</li> <li>嗜好用大麻の販売所はまだ運営されておらず、2022 年 10 月頃に販売開始とみられる。</li> </ul>
バージニア (Virginia)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2021 年 4 月</li> <li>対象年齢：21 歳以上の成人</li> <li>最大 1 オンスの大麻の使用、外部に公開しない限り、住居等で最大 4 株の栽培が可能</li> </ul>
ワシントン (Washington)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2012 年 11 月</li> <li>対象年齢：21 歳以上の成人</li> <li>最大 1 オンスの大麻の使用</li> <li>栽培は違法</li> </ul>
首都ワシントン D.C.	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2014 年 11 月</li> <li>対象年齢：21 歳以上の成人</li> </ul>

州等	合法化の概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大2オンスの大麻の使用、1世帯あたり最大6株の栽培が可能</li> </ul>
グアム準州	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2019年4月</li> <li>対象年齢：21歳以上の成人</li> <li>最大2オンスの大麻の使用</li> <li>最大6株の栽培が可能だが、販売は違法。現在、取引に関するガイドラインを検討中。</li> </ul>
北マリアナ諸島 (Northern Mariana Islands)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法化：2018年9月</li> <li>医療用及び嗜好用大麻の使用と購入が合法</li> </ul>

注：各種報道等を基に弊社でまとめたもので、詳細は各州等のホームページを参照されたい。なお、合法化の年月は、住民投票が行われた時期を表す。

### <医療用大麻の合法化>

医療用大麻を合法化した州等は、2022年4月現在、アラバマ (Alabama) ・アーカンソー (Arkansas) ・デラウェア (Delaware) ・フロリダ (Florida) ・ハワイ (Hawaii) ・ルイジアナ (Louisiana) ・メリーランド・ミネソタ (Minnesota) ・ミシシッピ (Mississippi) ・ミズーリ・ニューハンプシャー (New Hampshire) ・ノースダコタ (North Dakota) ・オハイオ (Ohio) ・オクラホマ (Oklahoma) ・ペンシルベニア (Pennsylvania) ・サウスダコタ (South Dakota) ・ユタ (Utah) ・ウェストバージニア (West Virginia) 州である。

### <大麻の非犯罪化>

大麻を合法化するのではなく、軽微な大麻犯罪を摘発しない、または犯罪歴を削除するなど犯罪化しないとした州は、2022年4月現在、前述合法化した州のほか、新たにネブラスカ (Nebraska) 州とノースカロライナ (North Carolina) 州が加わった。

### <大麻を合法化・非犯罪化していない州>

前述の合法化・非犯罪化のいずれも実施していない州は、2022年4月現在、ジョージア (Georgia) ・アイダホ (Idaho) ・インディアナ (Indiana) ・アイオワ (Iowa) ・カンザス (Kansas) ・ケンタッキー (Kentucky) ・サウスカロライナ (South Carolina) ・テネシー (Tennessee) ・テキサス (Texas) ・ウイスコンシン (Wisconsin) ・ワイオミング (Wyoming) 州の11州である。

## 2. 企業および駐在員・出張者等が注意すべき事項

### (1) 日本における大麻に関する規制状況

日本では、厚生労働省が2019年、CBD含有の薬物を治験の対象として認め、2021年1月から6月にかけて、「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を開催し、大麻使用罪の創設や医薬品としての有効性、大麻植物部位の規制変更、薬物乱用の対策強化などの見直しを検討するとした。日本でも、医療分野への活用が進むとみられる。

一方、大麻取締法で、大麻成分入りの製品を含め大麻の輸出入・所持・販売・栽培等が禁止されており、大麻取締法第24条の8第1項により日本以外の国で所持・栽培等を行った場合も取り締りの対象となることがある。外務省は、海外安全ホームページに「海外での薬物犯罪・違法薬物の利用・所持・運搬」<sup>12</sup>を掲載し、大麻が合法化されている国でも大麻には決して手を出さないよう注意を呼びかけている。

また、日本の税関統計によると、2021年の大麻（大麻草・大麻樹脂等）摘発件数は199件と前年比2%減少したが、押収量は約153kgと前年比22%増加した。特に、大麻樹脂等（大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品を含む。）の押収量が約132kg（同72%増）と大幅に増加した。仕出地別の摘発件数では、米国が67.3%、カナダが3.5%となっており、北米が約7割を占めている。<sup>13</sup>

## (2) 企業として注意すべき事項

進出日系企業においては、日本と米国では大麻実情や法律が全く異なることを十分認識し、駐在員（帯同家族を含む）・出張者等に対して、現地における使用や所持等は厳に慎み、成分入りの製品等を購入しないように十分注意するよう促すことが肝要である。また、大麻の使用が一般的になっている地域に所在する現地事務所・工場等においては、顧問弁護士に相談の上、就業規則の見直し等を行う必要がある。

なお、駐在員等が帰国後に所持等をしていた場合は大麻取締法違反となるほか、駐在員等が米国滞在間に大麻所持・使用等をしていたことが明るみに出た場合にも、企業としての対応を求められる場合もあることから注意が必要である。スポーツ選手の場合であるが、過去の関連事例は、下記の通りである。

- ✓ 大麻は世界反ドーピング機関（WADA）の禁止薬物に指定されている。2006年のイタリア・トリノ（Torino）オリンピック前年には、当時19歳のスノーボード選手からドーピング検査で大麻の陽性反応が出たことから、国際スキー連盟（FIS）は同選手を10ヶ月の資格停止処分とした。
- ✓ 2015年12月に米コロラド州で行われた強化合宿中に、未成年のスノーボード男子選手2人が大麻を使用したことが発覚し、全日本スキー連盟は2016年4月27日、同選手2人を無制限の会員登録停止と競技者登録を停止するなどの処分を発表した。

## (3) 駐在員・出張者が注意すべき事項

米国では州によって嗜好用大麻や成分入りの製品（キャンディー・チョコレート・グミ等）・飲み物（ビール・茶・コーヒー・カクテル等）・食品（パスタ・料理油等）等を容易に入手できる環境にあることを十分認識する必要がある。現地における使用や所持等は厳に慎み、成分入りの製品等に十分注意することが肝要である。

政府公報<sup>14</sup>によると、近年、特に若者を中心に大麻による検挙者が急増しており、「誘われ

<sup>12</sup> 外務省 海外安全ホームページ「海外での薬物犯罪・違法薬物の利用・所持・運搬」：  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_yakubutsuchuu.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_yakubutsuchuu.html)

<sup>13</sup> 財務省「令和3年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況(令和4年2月16日)詳細」：  
[https://www.mof.go.jp/policy/customs\\_tariff/trade/safe\\_society/mitsuyu/cy2021/ka040216a.htm](https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/mitsuyu/cy2021/ka040216a.htm)

<sup>14</sup> 政府公報オンライン「若者を中心に大麻による検挙者が急増！「誘われて」「興味本位で」が落とし穴に。(令和3年3月24日)」：<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201806/3.html#section1>

て」「興味本位で」といったことが大麻使用のきっかけになっているとして、注意を呼びかけている。現地駐在員等は、友人や職場関係者等からの勧めや興味本位で使用するこゝないよう注意することが肝要である。

なお、日本国内では、米国で大麻入りと知らずに購入したお土産で摘発された事例がある。概要は下記の通りである。

- ✓ 東京都荒川区の社交ダンスイベントで2019年3月10日、50～80代の男女7人が、大麻入りチョコレートを食べた後、呼吸困難や手足のしびれを訴えて病院に搬送された。同チョコレートは、70代の男性が米国に旅行した際、大麻入りとは知らずに購入したものであった。警視庁は、同男性を大麻取締法違反（所持）容疑で書類送検した。

以 上

## 本レポートに関する注意事項

1. 本レポートは、主に新聞等における報道内容や関連する企業や団体等のホームページ等を情報源として活用し作成しております。
2. お客様社内での利用に限ります。本情報をお客様から再配信することは固くお断り致します。
3. 本レポートは、日本国内でご利用いただくことを前提に作成しております。海外でのご利用には、主に以下の点において適していない場合があります。
  - (1) 日本国内で一般的に得られる公開情報をもとに作成しているため、現地の実情とは異なる場合があります。
  - (2) 宗教・政治・領土問題等、日本国内では問題がなくても、海外で発信した場合には問題を惹起する可能性があります。
4. 本レポートは、あくまでも情報提供として供するものであり、レポート内の情報（事実関係および分析・評価結果）をもとにしたお客様社内での判断等に東京海上ディーアール株式会社・東京海上日動火災保険株式会社・その他関係会社が責任を負うものではありません。

## コンサルティングのご紹介

東京海上ディーアール株式会社 ビジネスリスク本部では、グローバルリスクマネジメント推進体制構築に関わるコンサルティングサービスをご提供しております。以下はコンサルティングの例です（以下に明示したコンサルティングに限定されません）。ぜひ、お気軽にお問合せください。

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> リスクマネジメント体制構築          | <input type="checkbox"/> BCP・緊急時対応計画の策定（戦争・政変・テロ等を含む） |
| <input type="checkbox"/> リスクマネジメント・危機管理文書の第三者評価 | <input type="checkbox"/> 危機発生時のシミュレーション訓練・演習          |
| <input type="checkbox"/> 海外事業拠点・事業展開国のリスク評価     | <input type="checkbox"/> 地政学リスク・政治リスクのマネジメント          |
|   | <input type="checkbox"/> 分析・調査、総合的なアドバイザー 等           |

### 東京海上ディーアール株式会社

ビジネスリスク本部

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-5-1

大手町ファーストスクエア ウエストタワー23階

Tel. 03-5288-6594 Fax. 03-5288-6626

<https://www.tokiorisk.co.jp/>